

平成29年度第1回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成29年6月1日(木) 午前10時00分～午前10時30分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 水野春巳

委員 坪井清夫 東海林宗義 安藤保信

(2) 事務局

書記長 安藤光男

書記 林真吾 川原美香

4 議題

定時登録について

5 会議資料

議案第1号 選挙人名簿に登録する者を定めること

6 議事内容

書記：ただ今より平成29年度第1回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。初めに、委員長よりごあいさつをいたします。委員長よろしくお願いたします。

委員長：本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。本日の委員会の議題は、定時登録についての議題でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

書記：議事の取り回しを委員長にお願いいたします。

委員長：本日の議案は1件です。事務局に議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について説明を求めます。

事務局：議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めること」についてご説明します。平成29年6月1日現在における公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めてよろしいかお伺いします。

(人数を資料により説明。選挙人名簿の抄本を回覧。)

委員長：事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員：（なし）

委員長： 議案第1号に関し、賛成者の挙手を求めます。

委員：（全員挙手）

委員長： 全員賛成と認めます。以上で、本日の議題は終了しました。その他として、事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

事務局： 2点報告いたします。

本日議決いただいた選挙人名簿に基づき、選挙人名簿登録者数を愛知県の選挙管理委員会に報告いたします。また、選挙人名簿登録者数に基づき、町の条例の制定改廃や、町の監査委員への監査請求などの直接請求をする場合の必要署名人数の告示を本日付で行います。

2点目としまして、公職選挙法が本日6月1日付で新たに施行されます。その概要を簡単に説明します。大きく4つあります。

まず1つ目として、在外選挙人名簿の登録制度が変わりました。これまでは、海外で3カ月住んでから、海外で名簿の登録を行う必要がありましたが、これからは、日本から出る時に在外選挙人名簿に登録できるようになります。海外にいる方でも選挙がしやすいように制度が変わりました。

2つ目は、選挙人名簿の登録の基準日が原則1日、土日であれば週明けの月曜日になります。それに伴い、選挙管理委員会の開催も同様に変更になります。また、縦覧制度が廃止され、閲覧制度に1本化されました。

3つ目としまして、これまでは県議会議員選挙や県知事選挙において、1回に限り県内転出をしても選挙が可能でしたが、今後は、何度転出をしても県内であれば選挙が可能となりました。

4つ目は、これまで衆議院議員選挙時の、国民審査と衆議院議員選挙の期日前の投票期間が異なりましたが、今回の法改正により、衆議院議員選挙の期間に合わせることとなりました。

以上が公職選挙法の改正の概要説明です。詳細は、選挙があるたびにお伝えします。

委員： 縦覧制度が無くなるということは、選挙管理委員会での名簿確認も行わないということですか。

事務局： 登録者数の確認のため、委員の皆様には、これまでと変わらず、名簿の確認をしていただきます。

委員： 選挙管理委員会の開催は、1日が土日の場合は、必ず月曜日という認識で良いですか。

事務局： そのとおりです。月曜日が祭日の場合は、火曜日になります。

委員長： 質疑が終わりましたので、以上で、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成29年度第1回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成29年6月1日

委員長	水野春巳
委員	坪井清夫
委員	東海林宗義
委員	安藤保信